

# 八王子子ども文庫連絡協議会会則

## 第1章 総則

### 第1条 (名称と設立)

本会は八王子子ども文庫連絡会として1972年(昭和47年)9月15日設立し、1980年(昭和55年)10月1日に八王子子ども文庫連絡協議会と改名した。

### 第2条 (目的)

本会は 子どものための文庫の発展と充実を図ると共に、広く読書環境を醸成し、自主的な読書活動を推進することを目的とする。

### 第3条 (事業)

本会は 前条の目的を達するために次の事業を行う。

第1項 加盟文庫に対し、購入を希望する図書を図書館から団体貸し出しを受ける際の窓口となる。(公的助成)

第2項 学習会及び研究会の開催。

第3項 市立図書館の建設と充実、また『読書のまち八王子推進計画』に基づく図書館との連携協働に協力する。

### 第4条 (事務所)

本会は 事務所を会長宅に置く。

### 第5条 この会則の実行に必要な細則は、子ども文庫連絡協議会会議の決議によって定める。

## 第2章 会員及び会費

### 第6条 会員は文庫活動に関心のある個人または団体で、次の条件のひとつをもつものとする。

第1項 八王子市内に於いて既に子ども文庫活動を行っている個人または団体。

第2項 八王子市内に於いて、これから子ども文庫活動を始めようとする個人及び団体。

### 第7条 この会は準会員を受け入れることができる。

準会員は、文庫活動に従事していないが、その意欲のある個人とし、公的助成以外の本会の全ての活動に参加できる。

### 第8条 入会しようとする個人または団体は、会長に届け出て子ども

文庫連絡協議会の承認を得なければならない。

### 第9条 会員(以下準会員を含む)は、会費を納めなければならない。

その額については、細則に定める。会費は、第1回定例会の時に納入する。

### 第10条 会員は 本会に対する希望を申し出て、その審議を求めることができる。

### 第11条 会員は 会長に届け出て退会することができる。

### 第12条 会員の 退会の際は既納の会費を返還しない。

## 第3章 役員

### 第13条 本会に 会長1名、副会長2名、会計1名、書記、監事を置く。

第1項 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

第2項 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

第3項 会計は、会計事務を行う。

第4項 書記は、会議の記録をとる。

第5項 監事は、各文庫における公的助成内容の確認および、文庫連の会計を監査する。

第14条 役員の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1ヶ年とする。

第15条 役員の重任及び再任は、これを妨げない。

第16条 役員は、任期が終了しても次期役員が就任するまでその職務を行う。

第17条 役員の選任は次の方法による。

会長、副会長、会計、書記及び監事は会員の互選により候補者を定め、過半数の支持により定める。

#### 第4章 会議

第18条 本会の会合は、定例会合及び臨時会合とする。

第1項 定例会合は毎奇数月の最終日曜日に開催することを原則とする。

第2項 臨時会合は、会長が召集する。

#### 第5章 資産及び会計

第19条 本会の資産は、次のとおりとする。

1. 設立後の会費

2. 寄付金品

3. その他の収入

第20条 本会の事業遂行に要する支出は、前条の財産をもって支弁する。

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### 第6章 付則

第22条 この会則は、昭和55年10月1日より施行する。

平成7年7月24日より一部改正する。

平成9年5月25日より一部改正する。

平成12年7月23日より一部改正する。

平成13年4月1日より一部改正する。

平成16年7月25日より一部改正する。

平成18年3月26日より一部改正する。

平成22年7月25日より一部改正する。

第23条 この会則を変更しようとするときは、子ども文庫連絡協議会の議決を経なければならない。

第24条 子ども文庫連絡協議会の議事は出席会員の過半数で決め、可否同数の時は議長が決める。

第25条 本会の解散は、子ども文庫連絡協議会の四分之三以上の議決を経なければならない。

第26条 子ども文庫は、公的助成によって得た図書を適切に利用者へ提供し、本会目的『広く読書環境を醸成し、自主的な読書活動を推進する』の達成に努めるものとする。